

赤い羽根福祉基金2022年度新規事業助成公募説明会 質疑応答

質 問	回 答
1.対象経費について	
施設設備（不動産取得や内装工事）は助成対象になりますでしょうか。	本助成の趣旨や目的に合致するものであれば助成対象になります。施設を活かして活動がどのように展開されていくかも審査のポイントになりますので、展望を明記してください。
施設の内装工事に係る支出を行う場合、自主財源と助成金で按分することは可能でしょうか。	自主財源と本助成での支出の按分は可能です。按分の積算根拠を記載してください。
助成金支出のなかで謝金が大半を占めている場合、審査に影響しますか。	審査では、人件費や謝金の金額が事業内容との見合いにおいて適切であるかを重視します。
研究者に対する業務委託費は助成対象になりますでしょうか。	研究者に業務の一部を委託する際に係る費用も対象となります。審査の際には委託先の妥当性等を判断させていただきます。ただし、事業の大半を業務委託することは認められません。
制度の併用や拡充をしながら活動を進めることは可能でしょうか。	補助金等との経費の重複は認めていませんので、応募時点において明確な切り分けを行ってください。また、本基金では、公的制度やサービスでは対応できない社会課題の解決のための新たな活動やしぐみを構築することを目的としていますが、今後の制度の拡充を目的とした活動についても対象となります。
団体の代表が活動に従事した場合に人件費として計上することは可能でしょうか。	団体の代表に対する人件費を計上することは可能です。その場合には、役員に対する報酬の基準を示した規程および代表が事業担当していることについて組織内での合意が証明できる書類を提出いただくことが必須となります。
団体が使用する通信費を計上することは可能でしょうか。	団体が使用する通信費を計上することは可能です。その場合には、他事業との使用状況に応じて按分し計上いただき、按分の根拠を応募書②に記載してください。
イベントに参加される活動者に報酬を支払うことは可能でしょうか。	活動者に対する謝金等の報酬は助成対象になります。
クラウドを活用した支援システムの構築費は対象になりますでしょうか。	応募の趣旨に沿った事業であり、支援システム構築の必要性が読みとれる場合には対象になります。
2.対象活動について	
全国ネットワーク団体として先駆的に行われている広報啓発活動を都道府県域で展開していきたいと考えていますが、新規性の観点から問題はありますか。	他の応募と比較して特に先駆性やモデル性、波及性の観点において審査します。応募書には事業の新規性の説明をお願いします。
県境をまたいで行う活動は対象になりますでしょうか。	県境を越えて行われる活動も助成対象になります。
中央共同募金会が行う他のプログラムによる助成を受けていますが、応募は可能でしょうか。	助成事業の期間が重なっていないければ、同じ事業へ応募できます。また、別の事業であれば期間が重なっていても応募できます。
「②一般助成」の対象活動Ⅰ～Ⅲを全て網羅したような活動で応募することは可能でしょうか。	対象活動Ⅰ～Ⅲを全て網羅したような活動で応募することも可能です。ただ、応募書にはⅠ～Ⅲのうち最も該当する活動を1つだけ選択してください。
活動を維持するために助成金を受けることができますでしょうか。	団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費は対象外となります。すでに実施された事業と同様の事業で応募される場合には、活動の先駆性やモデル性を明らかにし、他団体においてもノウハウを提供できるような計画を応募書に明記してください。
3.助成プログラムについて	
今回から新たに「①生きづらさを抱える若者の未来創出活動応援助成」の公募が始まった理由を教えてください。	本会がこれまで実施してきた助成事業を通じて、不安を抱えながら望まない孤立に陥る若者への支援の必要性を感じました。そこで、若者を支援する団体への助成を通じて、若者の孤立を防止し、希望を持って生き抜ける社会の実現をめざすために、重点テーマとして新たに「①生きづらさを抱える若者の未来創出活動応援助成」を設けました。
「①生きづらさを抱える若者の未来創出活動応援助成」の対象である活動を、「②一般助成」として応募することが可能でしょうか。	ご検討されている活動が、「②一般助成」の目的や対象に合致すれば応募することができます。
小学生から高校生を対象とする活動は、「①生きづらさを抱える若者の未来創出活動応援助成」または「②一般助成」のどちらに応募すればよろしいでしょうか。	応募を検討されている活動が、どちらのプログラムの趣旨や対象活動、金額等に合致するかを判断してください。
4.助成決定後について	
助成決定後、応募書に記載した費目から変更して異なる費目に支出することは可能でしょうか。	応募書に記載した費目から変更して異なる費目に支出することは可能です。ただし、原則として変更の1か月前までに事務局まで相談のうえ計画変更の申請書を提出いただき、内容が認められることを条件としています。

赤い羽根福祉基金2022年度新規事業助成公募説明会 質疑応答

質 問	回 答
<p>複数年度で採択された場合に、2・3年目の事業実施にあたり、どれだけ変更ができますでしょうか。</p>	<p>2・3年目の助成額については、「2022年度新規事業助成応募書①のP4応募額（2023年度・2024年度）」に記載いただいた内容で内定し、当該金額を上限額としますので、継続応募時には原則上限額の範囲内での変更が認められます。</p> <p>また、活動内容については、当初の趣旨や目的に大きく逸れていなければ、前年度の実施をふまえて手法や体制などの変更も認められます。</p>
<p>領収書の管理について教えてください。</p>	<p>1万円以上の支出については、収支報告書及び請求書の提出時に、領収書の写しもあわせて提出いただきますので、領収書の原本はすべて、事業終了後1年間は保管してください。領収書・レシート1枚あたり1万円未満の証憑についての提出は求めませんが、場合によっては提出をお願いすることもあります。</p>
<p>5.対象団体について</p>	
<p>助成対象団体である「非営利の団体」とは具体的にどのような団体をさしますでしょうか。</p>	<p>本助成における「非営利の団体」とは、事業から得た利益を団体の構成員に分配しない、営利を目的としない団体をさします。</p>
<p>複数の社会福祉法人が協働して応募することは可能でしょうか。</p>	<p>複数の団体が協働して応募することは可能です。幹事団体を1つ決めていただき、応募時には幹事団体のみ資料をご提出ください。ただし、審査の過程で幹事団体以外の資料を提出いただく場合があります。</p>
<p>6.その他</p>	
<p>複数年度で応募する際に、応募書②には単年度のみ収支計画を記載すればよいのでしょうか。</p>	<p>応募書②には単年度のみ収支計画を記載してください。なお、応募書①の4ページ目に複数年度の応募額を記載していただく項目があります。</p>